

# 月刊エフアンドパートナーズ VOL.18



暑い日が増えてきましたね。水分・塩分の補給をして熱中症にご注意ください。

今回のテーマは **相続放棄** です。



Aさんの悩み

父親が亡くなってしばらく経ったある日・・・  
金融会社から、「相続人が支払うように」と父名義の借金の督促状が届きました。  
借金があったなんて聞いておらず、こんな額はとても返済できません！

## 相続の方法には3種類あります。

(限定承認か相続放棄なら、借金があっても何とかかなりそうですね！)

※プラス＝相続財産 マイナス＝相続債務

### 単純承認

#### プラスもマイナスも受け継ぐ

- ・多くの方が選ばれる方法です。下記2つの手続きを取らなければ単純承認になります。

### 限定承認

#### プラスとマイナスを相殺し、プラスが多ければその分を受け継ぐ

- ・財産目録の作成と、もし相続人が複数存在する場合は全員での手続きが必要です。
- ・誰か一人でも単純承認をすると限定承認はできなくなります。

### 相続放棄

#### プラスもマイナスも受け継がない

- ・財産目録の作成は不要、相続人が複数存在しても各人が自由にすることができます。

借金の額が明らかに多い  
相続人が多く、協力が難しい  
という場合・・・  
財産目録を作るのは面倒

相続放棄が  
オススメです



相続放棄は、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ  
相続放棄申述書を提出することによって行いますが手続きできる期間が決まっております

相続が発生したことを知った時から**3か月以内**に申述しなければなりません。

**必要書類の収集や申述書の作成など、スピーティに対応致します。  
疑問やお困りごとがございましたら、お気軽にご相談ください！**



司法書士法人  
**F&Partners**

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地  
第11長谷ビル5階

【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号  
OCTビル3F

【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号  
エルティ932-113